

[事案 30-244] 入院給付金等支払請求

・令和元年9月10日 和解成立

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないことを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腰椎椎間板ヘルニア等により約3か月間入院後、通院治療を行ったため、平成25年5月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、約款所定の入院には該当しないとして、入院給付金および通院給付金のいずれも支払われなかったが、以下の理由により、入院が必要な状態であったので、入院給付金および通院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院時、腰や肩に重大な疼痛があり、入院して治療する必要があった。入院時の治療も、腰部の牽引や注射治療のほか、リハビリもしっかり行っていた。
- (2)保険会社は、入院時に独歩で入院したことを入院の必要性がなかった理由としているが、歩くのはつらい状態であったものの、車いす等に頼りたくなく、家族に車で送ってもらったためである。
- (3)募集人から、「病名があり診断書があるなら給付金は支払われる」と言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本入院は約款所定の入院には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本入院は申立人が自ら希望したものである。
- (2)申立人は、入院当初より自力での歩行が可能であり、日常生活動作も自立し制限はなかった。
- (3)入院中の治療内容は、投薬、牽引療法、理学療法、運動療法で、移動時の車椅子、歩行器、松葉杖等の使用もなかった。また、入院初日から骨盤牽引が開始されており、牽引療法が可能な程度にまで腰痛は軽減していた。
- (4)申立人の入院は、約款上の「入院」には該当せず、「入院」があったことを前提とする退院給付金および通院給付金の請求はできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の病状が3か月もの長期入院を要するものであったとは認められないが、入院したうえで検査・治療を行うことはあり得るものであり、医師の裁量による入院の必要性自体を完全に否定することはできないため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。